

2020年（令和2年）第6回総会議事録

- 1 告示年月日 2020年（令和2年）6月15日
- 2 通知年月日 2020年（令和2年）6月15日
- 3 開催年月日 2020年（令和2年）6月30日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号 福山市役所3階 305会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について

7

- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について

7 出席委員

1番 坂本 忠士	4番 渡壁 則人	5番 山本 信之	6番 谷邊 博人
7番 岡本 卓也	10番 安原 理雄	13番 山本 明	15番 谷本 耕造

8名

8 欠席委員

2番 佐藤 眞子	3番 土屋 智樹	8番 小林 輝仁	9番 寶諸 孝也
11番 下江 京子	12番 河村 昇	14番 須藤 薫雄	7名

- 9 その他の出席者
0名

10 事務局出席職員

事務局長	池田 昌弘	事務局次長	瀧川 滋雄
松永出張所	花田 宏	神辺出張所	杉原 信弘
北部出張所	藤井 裕美	沼隈出張所	杉本 倫草
新市出張所	山本 隆博	事務局	藤井 勝俊

以上8名

1 1 議事内容

午前 9時55分開会

事務局 局長	<p>ただいまから、2020年（令和2年）第6回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>谷邊会長，会議の進行をお願いします。</p>
会 長	<p>—開会挨拶—</p>
議 長	<p>それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p> <p>最初に，総会の成立を申し上げます。委員総数15名のうち，出席委員8名，欠席委員7名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行ないます。</p> <p>議席番号1番 坂本 忠士（さかもと ただし）委員と</p> <p>議席番号15番 谷本 耕造（たにもと こうぞう）会長職務代理者をお願いします。</p> <p>議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2020年（令和2年）第6回総会議案書追加・訂正事項等について説明します。</p> <p>議案書（別冊）10ページ13番の地種欄に「第2種」を追記。</p> <p>次に14ページ27番の渡人欄「安村 恵美子 外2人」を「(亡) 安村 清 相続人 安村 恵美子 外2人」に訂正。備考欄「渡人：持分1/2 安村恵美子，持分各1/4 佐々木史子，安村卓司」を「渡人：持分 安村恵美子，佐々木史子，安村卓司」に訂正。</p> <p>次に19ページ48番の渡人欄「石田 孝」を「石田 直柔（なおなり）」に訂正。</p> <p>次に20ページ7番の備考欄の「農振」を削除。</p> <p>次に24ページ19番の利用目的欄「畑 野菜，畑，野菜」を「田 くわい，田 くわい」に訂正。</p> <p>次に25ページ25番が取下げ。</p>

	<p>次に31ページ55番の経営面積欄「336」を「8,799」に訂正。 備考欄の「新規就農促進措置」を削除。</p> <p>次に32ページ60番の経営面積欄「0」を「7,463」に訂正。</p> <p>次に34ページの合計欄「田 108筆 90,039, 合計 120筆 97,350」を「田 107筆 89,122, 合計 119筆 96,433」に訂正。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>
議 長 1 番 (坂本)	<p>東部地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、東部地区の審議内容について報告します。</p> <p>東部地区では、6月24日水曜日、午前9時00分から関係者により現地調査を行い、午前11時00分から地区協議会員7名全員の出席により、市役所 東棟301号室で協議会を開催しました。</p> <p>審議した案件は、議案第1号2件、議案第3号3件、議案第6号2件、の合計7件です。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」別冊1ページ1番から2番について報告します。</p> <p>1番の申請地は51ページ1番で18条6項の合意解約をされた農地で、小作権は解消されており、市街化区域内の農地です。</p> <p>坪生で最大規模の水稲農家の息子さんが同町の農家から申請の田、1筆773㎡を譲り受け、水稲栽培を通して経営規模拡大していくものです。</p> <p>次の2番は、多治米町の借受人が東京都立川市の貸出人から申請地の田、1筆1,345㎡を借り受け、自作をしながら一部を学校児童の稲作体験圃場として指導に当たり、大豆や里芋の収穫を併せながら新規就農する計画です。申請地に2年間の使用貸借権を設定します。</p> <p>いずれの案件も譲受人は、農作業経験もあり、必要な農機具・労働力も確保されており、下限面積も超えていることから許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長 4 番 (渡壁)	<p>西部地区の報告をお願いします。</p> <p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、6月25日の午後0時45分からの現地調査に続き、午後4時から市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中6名の出席により、議案第1号5件、議案第2号1件、議案第3</p>

	<p>号4件, 議案第4号5件, 議案第6号22件, 合計37件について審議しました。</p> <p>それでは, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番から7番について報告します。</p> <p>3番は, 南手城町の受人が, 水呑向丘の渡人から申請地を譲り受け, 新規就農するものです。</p> <p>4番は, 津之郷町の受人が, 木之庄町の渡人から申請地を譲り受け, 経営規模を拡大するものです。</p> <p>5番は, 沼隈町の受人が, 広島市の渡人から申請地を譲り受け, 経営規模を拡大するものです。</p> <p>6番は, 野上町の後継者が, 同居の母親から申請地の贈与を受けるものです。</p> <p>7番は, 鞆町の受人が同居の配偶者から申請地の持ち分部分の贈与を受けるものです。</p> <p>いずれも, 受人及び申請農地, 営農計画に問題はなく, 許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長 7 番 (岡本)</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは, 松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では, 6月25日, 午前8時30分から関係者により現地調査を行い, 午前11時から松永支所1階11会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により, 議案第1号1件, 議案第2号2件, 議案第3号17件, 議案第4号2件, 議案第6号9件, 合計31件について審議いたしました。</p> <p>それでは, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の8番について報告します。</p> <p>8番は, 神村町の受人が, 東京都文京区の渡人から申請地を譲り受け, 経営規模の拡大をするものです。野菜を栽培する計画です。</p> <p>受人及び申請農地, 営農計画に問題はなく, 許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 10 番 (安原)</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは, 北部地区の審議内容について, 報告します。</p> <p>北部地区では, 6月25日の午前9時30分から関係者により, 現地調査を行い, 午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名のうち8名の出席により, 議案第1号5件, 議案第2号2件, 議案第3号12件, 議案第4号2件, 議案第5号1件, 議案第6号15件の合計37件について審議いたしました。</p> <p>それでは, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊3ページの9番から4ページの13番について報告をし</p>

	<p>ます。</p> <p>9番は、向陽町一丁目の譲渡人が、加茂町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻及び野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>10番は、神石郡神石高原町の譲受人が、呉市の譲渡人から申請地を譲り受け、くわいを栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>11番は、大阪府吹田市の譲渡人が、駅家町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>12番は、新市町の譲渡人が、同町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>13番は、新市町の譲受人が、加茂町の譲渡人から申請地を譲り受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長 13番 (山本 明)</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p> <p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、6月25日、午前9時から現地調査を行い、午前11時より、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号1件、議案第3号13件、議案第6号20件の合計37件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」4ページ14番から5ページ16番について報告します。</p> <p>14番は、木之庄町五丁目の譲受人が西町三丁目の譲渡人から川南の田 4筆 合計2,057㎡を譲り受けて果樹・野菜の栽培をして経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>15番は、引野町南一丁目の譲受人が神奈川県大和市の譲渡人から西中条の畑 4筆 合計1,719㎡を譲り受け、野菜・果樹の栽培をして新規就農するものです。</p> <p>16番は、上御領の田 1筆536㎡を譲受人の親族である川口町一丁目の譲渡人から贈与を受け、畑として耕作し、季節野菜の栽培をして経営規模の拡大を図るものです。いずれも申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>

事務局	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>—質問等無し—</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>—全員挙手—</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p>
議長 4番 (渡壁)	<p>西部地区の報告をお願いします。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の1番について報告します。 瀬戸町の申請人が、申請地に長屋住宅1棟を建築するものです。場所は、国道2号早戸ランプの北東約250メートルです。なお、1番は農振農用地区域内の農地のため農振除外済であります。現地調査をしましたが、周辺の営農条件に影響を生ずる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長 7番 (岡本)	<p>松永地区の報告をお願いします。 それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の2番と3番について報告します。</p>

	<p>2番は、東京都港区の申請人が、自己用住宅1棟を建築するものです。議案10ページ10番から11ページ17番の関連案件です。場所は、羽祢尾池から南東へ、約160メートルのところでは。</p> <p>3番は、久松台二丁目の申請人が、露天駐車場を設置するものです。場所は、藤江保育所から南へ、約250メートルのところでは。すでに露天駐車場として使用されていたため、顛末書の提出を受けております。現地調査をしましたが、どちらも日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長 10番 (安原)</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、議案第2号「農地法第4条の規定に対する処分及び意見決定について」の別冊7ペー4番から5番について報告します。</p> <p>4番は、駅家町の申請人共有者2人が、申請地を露天駐車場として整備するものです。場所は、駅家北小学校の北西、約550メートルのところでは。</p> <p>5番は、14ページの27番、28番と関連案件で、神辺町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、駅家南中学校の北東、約800メートルのところでは。</p> <p>なお、4番と5番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外済みであります。現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長 13番 (山本 明)</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」7ページ6番について報告します。</p> <p>6番は三谷の申請人が、申請地である三谷の田 1筆1,097㎡に農家住宅1棟を建築するものです。</p> <p>現地調査を行いました。日照・排水について支障なく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しました。なお、農振農用地区域内の農地からの除外済みです。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p> <p>議案第2号の2番は、第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、「相当数の街区を形成している区域」と認められるため、第2種の農地として判断されます。</p>

	<p>その他の案件はその他の案件は、農用区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。なお、2番については議案第3号第10番から17番の一体的な転用となりそれぞれ転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会への意見聴取案件です。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>—質問等無し—</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第2号の2番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>—全員挙手—</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第2号の2番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p>
議 長 1番 (坂本)	<p>東部地区の報告をお願いします。 それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊8ページ1番から3番について報告します。</p>
	<p>1番は、南蔵王町三丁目の譲受人家族が現在アパート住まいで、手狭になってきました。蔵王町五丁目の譲渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を新築する計</p>

画です。申請地は既存の住宅団地の一角に当たり、周辺農地への影響も無く許可妥当と考えます。現地は市民病院から北へ500mの所です。

2番は御幸町にある不動産を営む法人が大阪府茨木市の譲渡人から申請地の田、1筆1,089㎡を譲り受け、また、併用地の126.56㎡を併せた所要面積1,215.56㎡へ周辺地域で需要の高い建売住宅5棟を建築する予定です。現地は平成大学の西300mの所です。

3番は東深津町にある建築業を営む法人が御幸町の譲渡人から申請地の田、2筆1,230㎡を譲り受け、周辺地域で需要の高い建売住宅6棟を建築する予定です。現地は御幸小学校の北800mの所です。以上、現地確認を行いました。いずれも日照・排水に問題なく、周辺の営農条件にも支障のないことから、転用許可妥当と判断しました。以上です。

議 長
4 番
(渡壁)

西部地区の報告をお願いします。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の4番から7番について報告します。

4番は、津之郷町の法人が、瀬戸町の渡人から申請地を譲り受け、長屋住宅1棟を建築するものです。場所は、国道2号早戸ランプの北東、約300メートルです。

5番は、沼隈町の受人が、東京都あきる野市の渡人から申請地を譲り受け、宅地を拡張するものです。場所は、千年小学校の北東、約450メートルです。

6番は、神奈川県川崎市の受人が、内海町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、内海ふれあいホールの南、約500メートルです。なお、本件については、平成28年12月28日付けで、農地法第5条の規定による転用許可を得、既に受人名義への変更登記がなされています。申請地は農地の状態が現在に至り、転用後の地目変更登記が未だに成されていない状況が続き、今回の申請となりました。このことについて、顛末書の提出を受けております。

7番は、広島市の受人が、大阪市の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場及び庭敷として整備するものです。場所は、内海ふれあいホールの南、約850メートルです。

なお、4番は農振農用地区域内の農地のため、農振除外済みであります。

現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。

議 長
7 番
(岡本)

松永地区の報告をお願いします。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の8番から24番について報告します。

8番は、東村町の法人が、同町の渡人から譲受け、駐車場の法面とするものです。場所は、末広池から北へ約370メートルのところでは、

9番は、東村町の法人が、同町の渡人から譲受け、駐車場の法面とするものです。場所は、末広池から北へ約380メートルのところでは、

10番から17番は同一の開発事業区域の案件です。議案6ページ2番とも関連しています。

10番から16番は、北吉津町の法人が、10番、11番、15番、16番で神村町、12番で福岡県福津市、13番で東京都港区、14番で松永町五丁目の渡人からそれぞれ譲受け、建売住宅17棟と長屋住宅1棟を建築するものです。場所は、羽祢尾池から南東へ、約140メートルのところでは、

17番では、東京都港区の受人が、神村町の渡人から譲受け、自己用住宅を建築するものです。いずれも、場所は、羽祢尾池から南東へ、約140メートルのところでは、

18番から22番は関連案件です。

北吉津町の法人が、18番、20番、22番で神村町、19番で福岡県福津市、21番で南松永町の渡人から譲受け、建売住宅14棟を建築するものです。場所は、松永高校から北東へ、約280メートルのところでは、

23番から24番も関連案件です。

神村町の受人が、23番で南松永町、24番で神村町の渡人から譲受け、自己用住宅1棟を建築するものです。場所は、松永高校から北東へ、約320メートルのところでは、現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。

議 長
10 番
(安原)

北部地区の報告をお願いします。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊13ページ25番から16ページ36番について報告します。

25番は、芦田町の譲受人である法人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、露天駐車場及び露天資材置場として整備するものです。場所は、有磨小学校の北、約700メートルのところでは、

26番は、伏見町の譲受人である法人が、芦田町の譲渡人から申請地を譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、芦田中学校の東、約100メートルのところでは、

27番と28番は、別冊7ページの5番と関連案件です。神辺町の借受人が、申請地に賃借権を設定して、27番で駅家町の貸出人と28番で同町の貸出人

から申請地を借受け、売電用の太陽光発電パネル施設への進入路として整備するものです。場所は、駅家南中学校の北東、約800メートルのところではす。

29番は、東深津町五丁目の譲受人である法人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、長屋住宅3棟を建築するものです。場所は、駅家南中学校の東、約650メートルのところではす。

30番は、駅家町の譲受人である法人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。場所は、駅家南中学校の西、約400メートルのところではす。

31番から33番は関連案件で、駅家町の借受人である地域のまちづくり推進委員会が、申請地に使用貸借権を設定して、いずれも同町の貸出人3人から申請地を借受け、グラウンドゴルフや祭りなどの地域活動に使用する多目的広場として整備するものです。場所は、駅家南中学校の北西、約500メートルのところではす。

34番は、新市町の借受人である法人が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、網引小学校の北、約1.3キロメートルのところではす。

35番と36番は関連案件で、新市町の譲受人である法人が、35番で新市町、36番で広島市の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。場所は、網引小学校の北東、約400メートルのところではす。

なお、本案件は、既に工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を受けております。また、25番と29番から36番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外済みであります。

現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。

議長
13番
(山本 明)

神辺地区の報告をお願いします。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」16ページ37番から19ページ49番について報告します。

37番は、新湯野で土木工事業を営む法人が申請地である川北の田 2筆、合計987㎡へ賃借権を設定し借り受け、雑種地4.63㎡を併せた所要面積991.63㎡に事業拡大に伴う露天資材置場を整備確保するものです。

38番と39番は関連案件です。川南で建設業を営む法人が、38番の徳田の田1筆865㎡と畑1筆477㎡、39番の徳田の田1筆653㎡を併せた合計1,995㎡に賃借権を設定し借り受け、事業拡大に伴う露天資材置場を整備確保するものです。

40番は、川南の建設業を営む法人が、申請地の徳田の田1筆1,673㎡へ賃借権を設定し引野町南二丁目の貸出人から借り受け、事業拡大に伴う露天資

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>材置場として利用するものです。</p> <p>4 1 番と 4 2 番は関連案件です。御幸町で建設業を営む法人が、4 1 番の徳田の田 2 筆 1, 9 0 2 m²と 4 2 番の徳田の田 1 筆 3 6 1 m²を合わせた合計 2, 2 6 3 m²に賃借権を設定し借り受けて、事業拡大に伴う露天資材置場を整備確保するものです。</p> <p>4 3 番から 4 5 番は関連案件です。十九軒屋で建設業を営む法人が、4 3 番から 4 5 番の申請地の田 3 筆, 所要面積 2, 7 8 2 m²へ賃借権を設定し借り受けて、事業拡大に伴う露天資材置場を整備確保するものです。</p> <p>4 6 番は、芦田町の譲受人が申請地である西中条の田 1 筆 8 4 6 m²を川口町一丁目の譲渡人から譲り受けて売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>4 7 番は、自営で建設業を営む東中条の譲受人が申請地の東中条の田 1 筆 6 4 9 m²を東中条の譲渡人から譲り受けて事業拡大に伴う露天資材置場及び露天駐車場に利用するものです。</p> <p>4 8 番は、下御領の建設業を営む法人が、上御領の譲渡人から申請地の田 1 筆 1, 5 0 8 m²を譲り受けて事業拡大に伴う露天資材置場を整備確保するものです。</p> <p>4 9 番は、下御領の建設業を営む法人が、上御領の譲渡人から申請地の上御領の田 1 筆 3 7 1 m²を譲り受けて事業拡大に伴う露天資材置場を整備確保するものです。</p> <p>現地調査を行いました。いずれの案件も日照・排水について支障なく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しました。なお、3 8 番から 4 5 番及び 4 9 番については、農振農用地区域内の農地からの除外済みです。以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p> <p>議案第 3 号の 2 番から 1 7 番については第 3 種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、「相当数の街区を形成している区域」と認められるため、ただ 3 7 番については井原鉄道井原線湯野駅から概ね 5 0 0 m 以内に存在するため。3 8 番から 4 0 番については J R 福塩線湯田村駅から概ね 5 0 0 m 以内に存在するため。4 8 番・4 9 番については井原鉄道井原線御領駅から 5 0 0 m 以内に存在するため第 2 種農地として判断されます。</p>
-----------------------	---

	<p>その他の案件は、農用地域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、10番から17番及び31番から33番はそれぞれ、転用面積が3,000平方メートルを超えるため、常設審議委員会への意見聴取案件です。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>—質問等なし—</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号10番から17番、31番から33番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>—全員挙手—</p>
議 長	<p>全員挙手により議案第3号10番から17番、31番から33番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p>
議 長 4番 (渡壁)	<p>西部地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第4号「非農地証明について」1番から5番について報告します。</p> <p>1番は、広島市の申請人が、平成元年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。場所は、千年小学校の北東、約600メートル</p>

です。

2番は、滋賀県守山市の申請人が、昭和30年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。場所は、JA福山市沼隈グリーンセンターの東、約500メートルです。

3番は、鞆町の申請人が、昭和42年12月頃から住宅敷地として利用し、現在に至っております。場所は、鞆支所の南西、約1300メートルです。

4番と5番は、大阪府八尾市及び内海町の各申請人が、昭和60年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。場所は、小用地漁港の北東、約500メートルのところですか。

なお、2番、4番及び5番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。

議長
7番
(岡本)

松永地区の報告をお願いします。

それでは、議案第4号「非農地証明について」の6番から8番について報告します。

6番は、神村町の宗教法人が、昭和2年3月頃から、山門への通路及び階段として利用されていたものです。場所は、松永高校グラウンドから、西へ約370メートルのところですか。

7番は、神村町の申請人が、平成2年5月ごろから耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して原野となったものです。場所は、福山西警察署から、南東へ約320メートルのところですか。

8番は、神村町の申請人が、一筆は平成15年ごろから、一筆は昭和40年3月ごろから、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して原野となったものです。場所は、福山西警察署から、南東へ約320メートルのところですか。

なお、6番と8番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。

議長
10番
(安原)

北部地区の報告をお願いします。

議案第4号「非農地証明について」の別冊20ページの9番から10番について報告します。

9番は、加茂町の申請人が、昭和45年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となっております。場所は、広瀬小学校の北東、約2キロメートルのところですか。

10番は、沼隈町の申請人が、平成17年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となっております。場所は、山野公民館の南東、約450

	<p>メートルのところでは。</p> <p>なお、9番と10番は、農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>—質問等無し—</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について原案の通り証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>—全員挙手—</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第4号について、原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。</p>
議長 10番 (安原)	<p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の別冊21ページの1番について報告します。</p> <p>1番は、新市町の相続人である妻が、同町の申請地の田、3筆、2002平方メートルと、畑、1筆、257平方メートルを相続税の納税猶予特例適用の申請農地として利用するものです。</p> <p>申請農地はすべて耕作されており、農地として適正に管理されています。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	—質問等無し—
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	—全員挙手—
議長	全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。
議長	次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程します。
議長 1番 (坂本)	東部地区の報告をお願いします。 それでは、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」別冊22ページ1番・2番について報告します。 件数は、新規2件です。そのうち、畑2筆1,465㎡、では果実のアボカドを栽培する予定です。また、田1筆767㎡、にはハウス3棟を設置し、チンゲンサイ・ほうれん草・小松菜を水耕栽培する計画です。契約期間は3年間と10年間の使用貸借権の設定によるものです。 申請内容は、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。
議長 4番 (渡壁)	西部地区の報告をお願いします。 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」3番から24番について報告します。 合計で、22件、34筆、面積27,797平方メートルです。 地目別では、 田：32筆：24,565平方メートル、 畑：2筆：3,232平方メートルです。 新規・更新の別では、 新規分が15件、22筆、17,299平方メートル、 更新分が7件、12筆、10,498平方メートルです。 担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。

<p>議 長 7 番 (岡本)</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の26番から34番について報告します。</p> <p>合計で、9件、14筆、面積 9,351㎡です。</p> <p>地目別では、田：10筆、7,908㎡、畑：2筆、789㎡、その他：2筆、654㎡です。</p> <p>新規・更新の別では、新規分8件、13筆、8,853㎡と更新分が1件、1筆、498㎡です。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議 長 10 番 (安原)</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の別冊27ページの35番から29ページの49番について報告します。</p> <p>全体で、件数15件、筆数20筆、面積17,688平方メートルです。</p> <p>内訳は、新規分が、件数7件、筆数10筆、面積12,417平方メートル 更新分が、件数7件、筆数10筆、面積5,271平方メートルとなっております。</p> <p>地目別では、田が、18筆、17,321平方メートルで、畑が、2筆、367平方メートルです。</p> <p>担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農用地利用集積計画案として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議 長 13 番 (山本 明)</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」30ページ50番から34ページ69番について報告します。</p> <p>合計で、20件、48筆、面積 39,365㎡です。</p> <p>地目別では、田：46筆：38,561㎡、畑：2筆：804㎡です。</p> <p>新規・更新の別では、新規分 8件、19筆、15,828㎡、 更新分 12件、29筆、23,537㎡です。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるものです。議案書（別冊）の22ページから34ページに68件の案件を上程しています。そのうち農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の「解除条件付き貸借」の案件は、22ページ2番、28ページの41番から43番、31ページ56番と58番であり、それぞれの法人が貸借権を農地の所有者と設定するものです。また、「新規就農促進措置」によるものは、25ページ26番、27ページ37番と38番、32ページ59番で経営面積が1,000平方メートル未満ですが、1筆を単位として利用権設定を行うものです。本計画案は、4月30日を締切りとして、68件、119筆、96,433平方メートルの申し出がありました。内訳は、田が107筆、89,122平方メートル、畑が10筆、6,657平方メートル、その他が2筆、654平方メートルです。全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から4号の各号の各要件を満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>—質問等無し—</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>—全員挙手—</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。</p>

議 長	次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	<p>議案書（別冊）の35ページから40ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、18件を事務局長専決で受理処理しました。次に、41ページから43ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、44ページから49ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。4条6件、5条26件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。次に、50ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用するものです。認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。5件の協議書を受理しています。次に、51ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃借権を解約したことの通知が3件ありました。次に、52ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から1件の照会がありました。現地確認の結果、農地性はなく非農地として確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。次に、53ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委員	一質問等無し一
議 長	<p>質問等もないようですので、以上をもちまして2020年（令和2年）第6回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は7月31日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>

事務局
長

委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。
気を付けてお帰りください。

午前10時55分閉会

福山市農業委員会会議規則第 11 条の規定により，ここに署名する。

議 長

.....

1 番委員

.....

1 5 番委員

.....